

2026年7月15日

認定特定非営利活動法人 FoE Japan

松本 光 様

大太平洋金属株式会社

代表取締役社長 岩館 一夫

フィリピン・パラワン島における リオ・チュバ・ニッケル鉱山開発に関する質問状(回答)

Nickel Asia Corporation (以下NAC社) はフィリピン証券取引所における上場会社であり、また、当社は東京証券取引所における上場会社であるため、ご質問の事項のうち非公開情報については、必ずしもご回答することは困難です。以下、上場会社としてご回答が可能な事項について、ご回答申し上げます。

質問1：鉱山計画について

(ご回答)

まず、当該鉱山において事業を行う鉱山会社（以下本鉱山会社）の親会社であるNAC社によれば、本鉱山会社は、適用される現地の法規制を遵守しており、先住民族の権利侵害は特に発生していないと承知しています。

次に、NAC社によれば、本鉱山会社は、適用される鉱山関連の法規制に基づき、採掘跡地の植林などを開発面積に応じて計画的に実施していると報告を受けております。開発禁止地域あるいは鉱山申請禁止地域であれば、政府は許可を出さないと理解しているところ、政府から許可を取得したうえ事業活動が行われているご質問の地域については、ご懸念は妥当しないと理解しています。

質問2：六価クロム対策について

(ご回答)

当社は、常日頃より、本鉱山会社に対して現地の法規制を遵守するよう求め、適宜状況を把握するよう努めているところ、本鉱山会社からは、現地の法規制を踏まえて適切に対応しているとの報告を受けております。

質問3：環境社会配慮の方針について

(ご回答)

当社は、人権の尊重は重要な経営課題の一つであると考えており、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインを参考に、人権尊重における基本方針を策定するとともに、教育の実施、ガバナンス体制の整備などを進めており、これらについて当社発行の統合報告書へ掲載しております。

また、当社は、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインを参考に人権デューデリジェンスを適宜行っており、通報窓口（なお、外国語の通報窓口は未設置です。）を設置するなど自社の状況を踏まえ、適切に検討を行っており、適宜、HPや統合報告書へ掲載しております。

当社は、リオ・チュバ・ニッケル鉱山について、地域コミュニティが苦情を通報することができる窓口を設置していると報告を受けております。

以上